

# 入札公告

公示 第 63 号  
令和 4 年 2 月 9 日

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 飯田 剛

## 1 一般競争に付する事項

### (1) 件名

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（東京都）

### (2) 仕様

入札説明書（委託要綱及び仕様書を含む。以下同じ。）のとおり。

### (3) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日（予定）から令和 5 年 3 月 31 日まで。

### (4) 入札方法

入札金額は総価を記載すること。

入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

## 2 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当た

- り、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされている者であること。
  - (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
    - ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
    - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
  - (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと）。
  - (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (6) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (7) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
    - ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
    - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
    - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
    - エ 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
  - (8) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。
  - (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階  
東京労働局総務部会計課用度係  
担当：清水  
電話：03-3512-1607
- (2) 入札説明書の交付期間  
令和4年2月9日（水）～令和4年3月3日（木）17時00分  
※電子メールでの交付を希望する場合は電話にて連絡すること。
- (3) 入札書の受領期限  
令和4年3月9日（水）12時00分
- (4) 入札書の提出方法

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる提出は認めない。原則、郵送での提出のみ認める。電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。提出した入札書の引換え、変更又は取消はできない。

(5) 開札の日時及び場所

令和4年3月23日（水） 10時30分

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 14階 会計課

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、当日の立ち会いは不要とする。

(6) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて提出しておくこと。

#### 4 提案書類の提出場所等

(1) 提案書類の提出場所、仕様に関する問い合わせ先

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 12階

東京労働局職業安定部職業安定課職業紹介第2係

担当：小島、鈴木

電話：03-3512-1656

(2) 入札説明会の日時及び場所

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、原則として入札説明会は開催しないこととする。

(3) 提案書類の受領期限

令和4年3月9日（水）12時00分

(4) 提案書類の提出方法

上記（1）まで直接提出すること。

提案書類の受付は、開庁日の9時30分から12時00分、13時00分から17時00分まで（令和4年3月9日（水）は12時00分まで）とする。

また、郵送（書留郵便に限る。）にて提出する場合、担当者の氏名及び連絡先を明記し、上記（1）あてに提案書類の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属する者とする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(5) 提案書等のプレゼンテーションの開催

有効な提案書類を提出した者から、企画内容等の説明を求めるため、オンライン形式により開催する。

なお、開催日時（令和4年3月15日～17日の間のいずれかの日を予定）及び時間等の詳細は、令和4年3月9日以降に別途指示する。

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年3月9日（水）12時00分までに競争参加

資格に関する証明書を上記3（1）まで提出すること。

なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

さらに、競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が上記（3）に基づく誓約書を提出せず、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額が予決令第85条の規定に基づき設定された低入札価格調査基準に該当することとなったときは落札者の決定を保留し、予決令第86条第1項の規定に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。なお、低入札価格調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い他の者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。